

事業報告書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

1 事業の概要

令和2年の日本経済は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる経済活動の停滞から、景気は大きく下振れし、実質 GDP は 4.6%減とリーマン・ショック時の下げ幅を上回るマイナス成長となった。新型コロナウイルスワクチンの開発・接種により一部の国では景気回復の兆しも見られるが、わが国では感染状況の推移により経済活動の停止・再開を繰り返さざるを得ず、ワクチン接種が行き渡る令和3年度下期までは経済活動が持続的に回復することは難しいとみられている。こうした内外経済情勢を受けて、日銀は今後とも大胆な金融緩和措置を続ける姿勢を示しており、政府においては感染拡大防止・経済構造の転換などにかかる大規模な予算措置による対策に取り組んでいる。

一方、当センター再保証事業の大宗を占める住宅ローン環境においても、令和2年度の新設住宅着工戸数は812千戸と前年度比8.1%減少（うち持家263千戸：同7.1%減、分譲住宅239千戸：同7.9%減、貸家303千戸：同9.4%減）し、新型コロナウイルスの影響を大きく受けて持家・分譲など全利用形態において減少基調が続いている。

このような情勢の下、系統信用事業においては「JAバンク中期戦略」（令和元年度～令和3年度）の中間年度として、全都道府県で作成した「貸出強化プラン」のもと、組合員・利用者の様々な資金ニーズの捕捉を徹底するとともに貸出実施体制の整備・強化、人材育成強化に取り組んでいる。

当センターとしても、保証基盤の拡充・強化による他業態との競争力確保に向け、JAバンク中期戦略の貸出強化方針のもと、JAバンクと連携した取組みを行ってきた。今年度は住宅ローンの貸付期間延長、多目的ローンの償還時年齢見直しなど各種ローンの商品性改善を行った。また、JAバンクの全国共通貸出システム稼働と連携した保証審査システムの開発、導入にむけて関係団体と検討を重ねている。

再保証料率については、JA住宅ローン100%応援型の資金別特例措置の適用期限（3年毎の見直し期限）が到来するため、これをさらに3年間（令和3年4月から令和6年3月末まで）延長して同水準の特例措置を継続することとした。

令和2年度の当センターの再保証業務の概要は、以下のとおりである。

新規引受は、7,866 億円と住宅資金の引受増加を主因に前年度比 867 億円(12.4%)と大幅に増加し過去最高の引受額となった。再保証残高は、5兆5,664 億円と前年度比 3,864 億円(7.5%)の大幅増加となった。

代位弁済は、リーマン・ショック後の平成 21 年度 45 億円をピークに以降毎年度減少してきており、令和 2 年度は過去最低の 15 億円と前年度比 6 億円(▲28.8%)の減少となった。求償権残高は、前記の代位弁済の減少を主因に 80 億円と前年度比 6 億円(▲7.0%)の減少となった。

利益面では、従来の引下げ対応による再保証料率低下はあるものの、再保証残高の増加により再保証料収入は前年度並みの 34 億円を確保し、また再保証残高増加に伴い保証責任準備金繰入が増加する一方で求償権償却・同引当の減少もあり、最終的な当期経常増減額は 14 億円と前年度比 2 億円増加した。

期中における主な実施事項は以下のとおりである。

(1) 再保証業務の整備・充実

- a ローン融資要項(再保証条件)の見直しに関しては、住宅資金における貸付期間の 35 年以内から 40 年以内への拡大、リフォームローンの貸付期間に応じた団信付保の任意扱い、多目的ローンの最終償還時年齢の引き上げほか、抵当権設定前の資金対応の拡充として、特定のハウスメーカー11 社およびその関係会社(52 社)について代位弁済保証応諾割合を 80%から 100%へ拡大するなど、J Aバンクと連携して検討を行い要項改正に結び付けた。なお、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、専門部会・実務協議会の開催は取り止めとした。
- b 再保証料率については、J A住宅ローン(100%応援型)にかかる資金別特例措置の適用期限が令和 3 年 3 月末に到来することとなっていたが、当センターの収支動向や住宅ローン市場の競争環境等を総合的に勘案の上、令和 6 年 3 月末まで 3 年間同条件にて継続することとした。
- c ローン融資要項(統一版)の改正を受けた県版要項協議に取り組んだほか、自然災害にかかる被災地会員との災害資金保証対応協議をはじめとする個別相談に対しても迅速に対応した。
- d 会員と連携し求償権管理、代弁未然防止に向け、継続的な取り組みを実施した。

(2) 内部管理態勢の充実・強化

- a 新型コロナウイルスの感染拡大に対して、継続的な在宅勤務、時差出勤の実施、諸会議のWeb開催等、役職員の感染防止に取り組んだ。その一環として、テレワーク支援システム、Web会議用モバイルパソコンを導入した。
- b コンプライアンス・マニュアルに従ってコンプライアンスモニタリングの実施および職員研修を行い、また、リスク管理基本方針に基づく令和2年度のリスク管理評価を実施した。
- c コープビル建替計画に伴う事務所移転については、移転計画どおり令和3年1月に移転を終えた。また、事務所移転に合わせて、インターネット回線をレベルアップした。
- d 保証システムにおいて、教育ローンのカード型へのシステム対応等の維持・改善作業により、安定稼働を継続した。
- e 当センターでは、コロナ禍等による基金協会の条件変更の内容が確認できないことから、据置案件などを集計する仕組みを整え、将来の収支への影響や経営リスクの把握に努めた。

(3) 会員との連携強化

- a 会員間ノウハウネット(NN51)について、令和2年度は9件(前年度比+3件)の情報提供を受けた。
- b 会員巡回については、新型コロナウイルス感染症の影響が継続している状況を鑑み取り止めとしたが、会員からの個別照会・相談事項に対して適切・丁寧な対応を行った。

(4) 公益目的支出計画への対応

- a 内閣府に公益目的支出計画の令和元年度実績を報告するとともに、計画達成に向けた取り組みを継続検討した。

2 主な処理事項

| 年月日 | 処 理 事 項 |
|--------------|--|
| 令和2年 | |
| 4. 1 | 令和2年度第1回理事会(理事会決議事項の書面による決議) 理事会の決議があったものとみなされた日：令和2年4月1日 〔議案〕 ・第1号議案：代表理事常務の選定について |
| 4. 2 | 会計監査人監査 |
| 4. 13 | 第36回農業信用保証保険事業・組織問題検討会 |
| 5. 8 | 会計監査人監査 |
| 5. 18 ～19 | 会計監査人監査 |
| 5. 26 | 監事監査 |
| 6. 1 | 第37回農業信用保証保険事業・組織問題検討会 |
| 6. 5 | 令和2年度第2回理事会(理事会決議事項の書面による決議) 理事会の決議があったものとみなされた日：令和2年6月5日 〔議案〕 ・第1号議案：令和元年度の求償権償却について ・第2号議案：求償権償却引当金の算出に含めるみなし求償権残高について ・第3号議案：準備金の基本財産繰入(令和2年度の基本財産造成)について ・第4号議案：令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書および収支計算書について ・第5号議案：令和元年度公益目的支出計画実施報告書について ・第6号議案：第8回定時総会の開催ならびに提出議案について ・第7号議案：役員補欠選任にかかる役員候補者名簿の作成について ・第8号議案：会計監査人に対する令和2年度会計監査報酬について ・第9号議案：「経理規程」の一部改正について 〔報告事項〕 ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について ・令和元年度収支予算の予備費の使用について |
| 6. 5 | 令和2年度第1回役員会(役員会決議事項の書面による決議) 役員会の決議があったものとみなされた日：令和2年6月5日 〔議案〕 ・第1号議案：学経理事候補者の推薦について |
| 6. 15 | 令和2年度第1回全国常務者会議 ・令和元年度業務報告書について ・令和元年度公益目的支出計画実施報告書について ・令和2年度の基本財産造成について |
| 6. 25 | 第8回定時総会(後記3を参照) |
| 7. 6 | 令和2年度第3回理事会(理事会決議事項の書面による決議) 理事会の決議があったものとみなされた日：令和2年7月6日 〔議案〕 ・第1号議案：令和2年度第1回臨時総会の開催ならびに提出議案について ・第2号議案：役員補欠選任にかかる役員候補者名簿の作成について ・第3号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について ・第4号議案：事務所の移転について ・第5号議案：定款の変更について 〔報告事項〕 ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について ・代表理事の職務執行について |

| 年月日 | 処 理 事 項 |
|--------------|---|
| 7. 13 ～14 | 会計監査人監査 |
| 8. 17 | 会計監査人監査 |
| 8. 20 | 令和2年度第1回臨時総会（後記3を参照） |
| 8. 20 | 令和2年度第4回理事会（理事会決議事項の書面による決議） 理事会の決議があったものとみなされた日：令和2年8月20日 〔議案〕 ・第1号議案：代表理事理事長の選任について |
| 9. 7 | 会計監査人監査 |
| 10. 7 ～ 9 | 令和2年初級職員研修会（全国3団体共催） |
| 10. 19 | 会計監査人監査 |
| 11. 9 | 会計監査人監査 |
| 12. 10 | 令和2年度第5回理事会 〔議案〕 ・第1号議案：「再保証要項」の一部改正について ・第2号議案：1号資金再保証料率にかかる資金別特例措置の継続について ・第3号議案：諸規定等の一部改正ならびに廃止について 〔報告事項〕 ・令和2年度上半期の業務実績について ・保証審査システムの開発について ・「再保証要項取扱特例（内規）」の適用案件について ・代表理事の職務執行状況について |
| 12. 14 | 会計監査人監査 |
| 12. 14 | 第38回農業信用保証保険事業・組織問題検討会 |
| 12. 23 | 農業信用基金協会常勤役員会議 ・令和2年度上半期の業務実績について ・統一ローン融資要項の見直しについて ・再保証料率の見直しについて ・「会員間ノウハウネット」の活用について |
| 12. 25 | 第39回農業信用保証保険事業・組織問題検討会 |

| 年月日 | 処 理 事 項 |
|--|--|
| 令和3年 1.25 2.19 2.25 3.18 3.18 | 会計監査人監査 令和2年度第6回理事会 [議案] ・第1号議案：令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)事業計画 および収支予算について ・第2号議案：令和2年度第2回臨時総会の開催および提出議案について [報告事項] ・令和2年度業務実績見込みについて ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について 会計監査人監査 令和2年度第2回臨時総会(後記3を参照) 令和2年度第7回理事会(理事会決議事項の書面による決議) 理事会の決議があったものとみなされた日：令和2年3月18日 [議案] ・第1号議案：令和3年度の理事報酬について |

3 総会

(1) 第8回定時総会（令和2年6月25日開催）

| | | | | |
|---------------|--|-------|---------------------------------|----------------------------|
| 会員数 (議決権数) | 87会員 (87個) | 出席会員数 | 本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計 | -会員 -会員 86会員 86会員 |
| 議事の概要 | <p>○議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案：令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書および収支計算書について ・第2号議案：役員の補欠選任について <p>以上、原案どおり議決された。</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度公益目的支出計画実施報告書について <p>以上、意見・質問なし。</p> | | | |

(2) 令和2年度 第1回臨時総会(令和2年8月20日開催)

| | | | | |
|---------------|---|-------|---------------------------------|----------------------------|
| 会員数 (議決権数) | 87会員 (87個) | 出席会員数 | 本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計 | -会員 -会員 87会員 87会員 |
| 議事の概要 | <p>○議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案：定款の一部改正について ・第2号議案：役員の補欠選任について ・第3号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について <p>以上、原案どおり議決された。</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし | | | |

(3) 令和2年度 第2回臨時総会（令和3年3月18日開催）

| | | | | |
|---------------|--|-------|---------------------------------|----------------------------|
| 会員数 (議決権数) | 87会員 (87個) | 出席会員数 | 本人出席会員 代理議決会員 書面議決会員 計 | -会員 -会員 87会員 87会員 |
| 議事の概要 | <p>○議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案：令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)事業計画および収支予算について ・第2号議案：借入最高限度額について ・第3号議案：役員報酬額について <p>以上、原案どおり議決された。</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし | | | |

4 会員および再保証等寄託金

(単位：千円)

| 区 分 | 前年度末 | | 本年度中 | | 本年度末 | |
|--|-------------------|---|-----------------|---------------------------|-------------------|---|
| | 会員数 | 再保証等 寄託金 | 会員数 | 再保証等 寄託金 | 会員数 | 再保証等 寄託金 |
| 農業信用基金協会 | 47 | 3,243,050 | — | 17,000 | 47 | 3,260,050 |
| 農協(信用)保証センター | 4 | 996,200 | — | — | 4 | 996,200 |
| 信用農業協同組合連合会 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用) | 32 (32) (6) | 1,681,530 (1,618,730) (62,800) | — (—) (—) | — (—) (—) | 32 (32) (6) | 1,681,530 (1,618,730) (62,800) |
| 農業協同組合 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用) | 3 (3) (1) | 85,060 (80,340) (4,720) | — (—) (—) | — (—) (—) | 3 (3) (1) | 85,060 (80,340) (4,720) |
| 農林中央金庫 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用) | 1 (1) (1) | 5,000,000 (4,800,000) (200,000) | — (—) (—) | — (—) (—) | 1 (1) (1) | 5,000,000 (4,800,000) (200,000) |
| 計 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用) | 87 (87) (8) | 11,005,840 (10,738,320) (267,520) | — (—) (—) | 17,000 (17,000) (—) | 87 (87) (8) | 11,022,840 (10,755,320) (267,520) |

(注) 1 農業信用基金協会および農協(信用)保証センターの再保証等寄託金は、全て再保証事業用である。

2 農林中央金庫との統合により脱退した12県信用農業協同組合連合会(青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、千葉、富山、岡山、長崎、熊本)については、年度末の会員数から除いているが、再保証等寄託金は信用農業協同組合連合会に含まれている。

5 役員

(単位：人)

| 区 分 | 前年度末 | 本 年 度 | | |
|----------|------|-------|------|-------|
| | | 就 任 | 退 任 | 年度末 |
| 理事(うち常勤) | 7(0) | 7(1) | 4(—) | 10(1) |
| 監事(うち常勤) | 2(0) | 1(—) | 1(—) | 2(0) |
| 計 | 9(0) | 8(1) | 5(—) | 12(1) |

6 職員

(単位：人)

| 区 分 | 前年度末 | 本 年 度 | | |
|------|------|-------|-----|-----|
| | | 採 用 | 退 職 | 年度末 |
| 男子職員 | 10 | 4 | 4 | 10 |
| 女子職員 | 4 | — | — | 4 |
| 計 | 14 | 4 | 4 | 14 |

(注) 嘱託員及び出向者を含む。

7 保証

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

| 区 分 | 前年度末残高 | | 本 年 度 | | | | |
|------------|---------|-----------|--------|---------|---------|---------|-----------|
| | | | 引 受 | | 償 還 | 年度末残高 | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 住宅資金(1号資金) | 317,230 | 4,884,485 | 27,352 | 710,055 | 323,964 | 330,351 | 5,270,576 |
| 教育資金(2号資金) | 22,657 | 22,337 | 3,444 | 5,266 | 4,910 | 22,290 | 22,693 |
| 生活資金(3号資金) | 334,867 | 255,384 | 38,968 | 71,013 | 69,117 | 325,548 | 257,280 |
| 事業資金(4号資金) | 820 | 17,770 | 22 | 227 | 2,181 | 775 | 15,816 |
| 合 計 | 675,574 | 5,179,976 | 69,786 | 786,561 | 400,172 | 678,964 | 5,566,365 |

(注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。

2 極度資金は極度額による。

3 償還には代位弁済によるものを含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・百万円)

| 区 分 | 前年度末残高 | | 本 年 度 | | | | |
|--------------------|--------|----|-------|----|-----|-------|----|
| | | | 引 受 | | 償 還 | 年度末残高 | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 教育・マイカー ・カードローン | 143 | 64 | — | — | 11 | 117 | 53 |

(注) 1 カードローンは極度額による。

2 教育資金(分割)の未実行部分も残高に含む。

8 求償権

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

| 区 分 | 前年度末残高 | | 本 年 度 | | | | | | | |
|------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-----|-----|-------|-------|
| | | | 代位弁済 | | 回 収 | | 償却等 | | 年度末残高 | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 住宅資金(1号資金) | 1,822 | 7,387 | 185 | 1,366 | 13,278 | 1,314 | 155 | 579 | 1,733 | 6,860 |
| 教育資金(2号資金) | 203 | 64 | 12 | 8 | 1,303 | 7 | 15 | 7 | 174 | 58 |
| 生活資金(3号資金) | 3,982 | 995 | 432 | 137 | 23,992 | 106 | 373 | 95 | 3,590 | 931 |
| 事業資金(4号資金) | 17 | 132 | — | — | 159 | 3 | — | — | 16 | 129 |
| 合 計 | 6,024 | 8,578 | 629 | 1,511 | 38,732 | 1,430 | 543 | 681 | 5,513 | 7,978 |

(注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。

事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。

2 回収金額は求償権元本で、求償権利息等の回収額は含まない。

3 回収件数は一部回収を含む件数である。

4 償却等には求償権の免除を含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・千円)

| 区 分 | 前年度末残高 | | 本 年 度 | | | | | | | |
|--------------------|--------|--------|-------|----|-----|-----|-----|----|-------|--------|
| | | | 代位弁済 | | 回 収 | | 償 却 | | 年度末残高 | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 教育・マイカー ・カードローン | 26 | 14,992 | — | — | 12 | 132 | — | — | 25 | 14,860 |

(注) 回収件数は一部回収を含む件数である。

9 業務方法書に規定する基本財産

(単位：千円)

| 区 分 | 前年度末残高 | 本年度増減 | | 本年度末残高 |
|-------------|--------------|-----------|-----|--------------|
| | | 増 加 | 減 少 | |
| 再保証等寄託金 | 11,005,840 | 17,000 | — | 11,022,840 |
| (うち再保証事業用) | (10,738,320) | (17,000) | (—) | (10,755,320) |
| (うち直接保証事業用) | (267,520) | (—) | (—) | (267,520) |
| 繰 入 金 | 17,900,000 | 700,000 | — | 18,600,000 |
| (うち再保証事業用) | (17,900,000) | (700,000) | (—) | (18,600,000) |
| (うち直接保証事業用) | (—) | (—) | (—) | (—) |
| 計 | 28,905,840 | 717,000 | — | 29,622,840 |
| (うち再保証事業用) | (28,638,320) | (717,000) | (—) | (29,355,320) |
| (うち直接保証事業用) | (267,520) | (—) | (—) | (267,520) |

(注) 業務方法書に規定する再保証等寄託金、繰入金および準備金の年度末残高

(単位：千円)

| 区 分 | 再保証事業 | 直接保証事業 | 合 計 |
|---------|------------|---------|------------|
| 再保証等寄託金 | 10,755,320 | 267,520 | 11,022,840 |
| 繰 入 金 | 18,600,000 | — | 18,600,000 |
| 準 備 金 | 12,151,556 | 32,509 | 12,184,065 |
| 合 計 | 41,506,876 | 300,029 | 41,806,905 |

10 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当センターは、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために、理事会において「内部統制基本方針」を定めている。その体制および運用の状況は以下のとおりである。

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】コンプライアンス研修を開催し、同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 理事は、重大な法令違反、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】前記の定期的モニタリングの実施結果を代表理事に報告している。

- (3) 監事は理事会へ出席するほか、監事監査により理事の業務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められる時は、直ちに代表理事に対し法令、定款及び社会規範等の遵守に向けた助言または是正勧告をすると共に、その事実を理事会へ報告する。

【運用状況の概要】監事は理事会に出席し、また監査において業務執行状況の報告を受けている。

2 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報については、社員総会議事録、理事会議事録等の法定文書のほか、稟議書等の重要な職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、関係資料とともに文書処理規程その他当法人の内部規程の定めに従い、適時適切に保存・管理し、役員等による閲覧及び謄写ができる状態にして管理する。

【運用状況の概要】法定文書、重要な職務執行に係る文書は適切に保管・管理し、閲覧・謄写できる状態としている。

- (2) 代表理事等の業務執行については、執行状況報告を作成し、理事会へ報告することで、管理する。

【運用状況の概要】理事会において年度2回の報告を行っている。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、リスク管理方針およびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

【運用状況の概要】リスク管理基本方針ならびにリスク管理規程を定めている。

- (2) 自然災害等の不測の事態が発生した場合には、代表理事を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、役職員の生命・資産・管理情報等の損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

【運用状況の概要】震災、大雨・強風等対策を作成している。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表理事は、理事会の決定を踏まえて、業務の執行が効率的に行われるように、年度計画を作成して適宜、実績を把握、管理する。

【運用状況の概要】部門毎に重点実施事項の年度事業計画を作成し、定期的の実績・見込みの把握を行っている。

- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、職務権限規程を定め、これらの規程に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

【運用状況の概要】組織規程、権限表を定めている。

5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】コンプライアンス研修を開催し、同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 代表理事は、職員による重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】前記の定期的モニタリングを実施している。

- (3) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】監事は理事会への出席し、監査において業務執行状況の報告を受けている。

- (4) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を起こしていないか、内部検査を行う。

【運用状況の概要】定期的モニタリングを実施している。

6 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事が求めた場合は、企画総務部担当の職員に監事の職務を補助させる。

【運用状況の概要】企画総務部担当の職員が補助をする体制としている。

7 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助する職員の監査職務遂行の際の指揮・命令権者は監事とし、理事等執行部門からの独立性を確保する。また、当該職員の任命、解任、人事異動については、監事の同意を得ることとする。

【運用状況の概要】企画総務部担当の職員を監事の職務を補助させる体制としている。

8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。

【運用状況の概要】常勤理事および企画総務部担当の職員が報告する体制としている。

9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査報告を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】監事は、監査において会計監査人から監査重点項目、監査実施経過等について報告を受けている。